

○観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例

平成27年 9 月30日 条例第43号

改正

平成28年12月28日 条例第42号

令和元年 7 月 1 日 条例第 2 号

令和元年 9 月30日 条例第40号

観音寺市民会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 人が集い、憩い、交流することにより、地域に根ざした個性豊かな文化の創造と振興をめざすとともに、豊かな心を育む社会の実現に寄与するため、市民会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 観音寺市民会館
- (2) 位置 観音寺市観音寺町甲1186番地2

(事業)

第3条 観音寺市民会館（以下「会館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術活動を担う次世代を育成する事業
- (2) 文化芸術活動を支援する事業
- (3) すぐれた文化芸術にふれる機会の提供や文化芸術に親しむ環境づくりに取り組む事業
- (4) 様々な活動を行う市民の交流を通じたコミュニティを育成する事業
- (5) 文化芸術に関する情報の収集と発信を行う事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、この条例に定めるもののほか、観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年観音寺市条例第59号）の定めるところによる。

（指定管理者の指定）

第5条 教育委員会は、次に掲げる基準を総合的に審査し、会館の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- （1） 会館の平等な利用及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2） 会館の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 会館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- （4） その他教育委員会が定める事項に適合すること。

（指定管理者の指定の申請）

第6条 前条の規定による指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 会館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- （2） 施設等の維持管理に関する業務
- （3） 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （4） 第3条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （5） 災害時における避難所としての施設に関する業務
- （6） 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関して教育委員会が特に必要があると認める業務

（指定管理者の管理の基準等）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- （1） 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に会館の運営を行うこと。

- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会館の適正な管理に関し必要な事項
(指定管理者の指定の期間)

第9条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する月の翌月の初日から指定を受けた年度の3月31日まで及び翌年度の4月1日から起算して4年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定を受けた日が4月1日の場合においては、当該指定の日から起算して5年間とする。

3 指定期間満了後の再指定は、これを妨げないものとする。

(開館時間)

第10条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認める場合で教育委員会の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 週1回
- (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)

2 指定管理者は、特に必要があると認める場合で教育委員会の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は開館することができる。

(利用の許可)

第12条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり、会館の管理運営上特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があると認めるとき。

(利用期間の制限)

第14条 施設等は、同一人が引き続き6日を超えて利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるとき、又は会館の管理運営上支障がないと認めるときは、引き続き6日を超えて利用させることができる。

(目的外利用等の禁止)

第15条 施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた利用目的以外に施設等を利用し、又は施設等を利用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

(利用の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 許可を受けた利用の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 第13条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (5) 災害その他の事故により、施設等を利用することができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営上特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定による処分により利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納入等)

第17条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受け定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第20条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。第16条の規定による利用の許可の取消し等を受けたときも同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(特別の設備等)

第21条 利用者は、利用に当たって特別の設備を設け、又は備付物品以外の物品を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。

第24条第6号において同じ。）の類を携帯し、又は連れていると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があると認めるとき。

(利用中の遵守事項)

第23条 利用者は、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けていない施設等を利用しないこと。
- (2) 利用責任者を置き、必要に応じて整理員等を配置すること。
- (3) 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- (4) 火災、盗難予防等に留意し、会館への入場者に対する安全を確保すること。
- (5) 許可なく物品の販売、飲食物の持込み、壁及び柱等への貼り紙及び釘打ち等をしていないこと。
- (6) 会館の管理運営上必要な指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める事項
(入場者の遵守事項)

第24条 会館への入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外には立ち入らないこと。
- (2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定した場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 備付物品を会館の外に持ち出さないこと。
- (5) 騒音又は放歌その他他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 危険物、動物等を会館内に持ち込まないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める事項
(損害賠償の義務)

第25条 故意又は過失により施設等又は備付物品をき損し、又は滅失した者は、指定管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(教育委員会による管理)

第26条 教育委員会は、第5条の規定による指定ができなかったとき、第6条の規定による申請がなかったとき、観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定による指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、及び教育委員会が特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、会館の管理の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により会館の管理を教育委員会が行う場合にあつては、別表に掲げる額を使用料として徴収する。

3 第1項の規定により会館の管理を教育委員会が行う場合にあつては、第10条第2項及び第11条第2項中「指定管理者は、特に必要があると認める場合で教育委員会の承認を受けたときは」とあるのは「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」と、第12条から第14条まで、第16条、第17条第1項、第19条、第20条第2項及び第21条から第25条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第17条の見出し及び同条第1項、第18条（見出しを含む。）並びに第19条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表備考6及び10中「利用料金」とあるのは「使用料」とそれぞれ読み替えるものとする。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成28年3月教育委員会規則第2号で、同28年4月1日から施行）

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成28年12月28日条例第42号）

この条例は、平成28年12月28日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第17条、第26条関係）

区分		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	
大 ホ ー ル	入場料 徴収しない	平日	23,830円	37,880円	47,250円	59,480円	81,580円	99,300円
		土日 休日	28,510円	45,420円	56,630円	71,290円	97,880円	119,160円
		平日	29,740円	47,360円	59,070円	74,350円	101,950円	124,050円
	1,000円未満	平日	29,740円	47,360円	59,070円	74,350円	101,950円	124,050円
		土日 休日	35,640円	56,730円	70,780円	89,120円	122,320円	148,900円
		平日	35,750円	56,830円	70,880円	89,220円	122,320円	148,900円
	1,000円以上 3,000円未満	平日	35,750円	56,830円	70,880円	89,220円	122,320円	148,900円
		土日 休日	42,770円	68,130円	84,940円	106,940円	146,760円	178,750円
		平日	47,660円	75,770円	94,510円	118,960円	163,160円	198,610円
	3,000円以上	平日	47,660円	75,770円	94,510円	118,960円	163,160円	198,610円
		土日 休日	57,030円	90,850円	113,250円	142,590円	195,750円	238,330円
		楽屋1		910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円
楽屋2		1,730円	2,440円	2,640円	3,970円	4,880円	6,310円	
楽屋3		910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円	3,050円	
楽屋4		1,730円	2,440円	2,640円	3,970円	4,880円	6,310円	
楽屋5		910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円	3,050円	
楽屋6		910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円	3,050円	
和室		1,830円	2,440円	2,440円	4,270円	4,880円	6,920円	
小 ホ ー ル	入場料 徴収しない	平日	11,610円	18,330円	23,630円	30,140円	41,250円	50,310円
		土日 休日	13,850円	22,000円	28,310円	36,150円	49,500円	60,290円

ル	入場料 1,000円未満	平日	14,460円	22,910円	29,530円	37,680円	51,530円	62,840円
		土日						
		休日	17,310円	27,500円	35,340円	45,120円	61,820円	75,370円
	入場料 1,000円以上 3,000円未満	平日	17,410円	27,500円	35,440円	45,220円	61,820円	75,470円
		土日						
		休日	20,770円	33,000円	42,470円	54,180円	74,250円	90,440円
	入場料 3,000円以上	平日	23,220円	36,660円	47,250円	60,290円	82,500円	100,630円
		土日						
		休日	27,700円	44,000円	56,630円	72,310円	99,000円	120,590円
楽屋 7			910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円	3,050円
楽屋 8			910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円	3,050円
楽屋 9			910円	1,220円	1,420円	2,030円	2,340円	3,050円
多目的ホール	平日	8,550円	13,030円	15,880円	21,180円	28,410円	35,750円	
	土日							
	休日	10,180円	15,580円	19,040円	25,360円	34,010円	42,880円	
会議室 1 (リハーサル室)			5,800円	7,740円	8,550円	13,340円	15,880円	21,180円
会議室 2 (練習室)			910円	1,010円	1,220円	1,930円	2,130円	2,950円
会議室 3 (スタジオ)			910円	1,010円	1,220円	1,930円	2,130円	2,950円
会議室 4 (練習室)			1,120円	1,420円	1,520円	2,540円	2,950円	3,970円
会議室 5 (スタジオ)			910円	1,010円	1,220円	1,930円	2,130円	2,950円
会議室 6 (練習室)			910円	1,010円	1,220円	1,930円	2,130円	2,950円
会議室 7			3,050円	4,070円	4,680円	7,130円	9,060円	11,610円
ふれあいロビー			3,970円	5,290円	5,290円	9,260円	10,590円	14,560円
ふれあい広場			2,750円	3,660円	3,660円	6,410円	7,330円	10,080円
ホワイエ			6,110円	8,140円	8,140円	14,250円	16,290円	22,400円
駐車場 (イベント利)			1 平方メートルにつき 1 時間当たり 2 円					

用)	
----	--

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金、会場整理費その他入場料に相当する金額を徴収するときは、入場料を徴収するものとみなし、上表を適用する。
- 3 入場料等に段階を設けているときは、その最高額をもって上表を適用する。
- 4 大ホール又は小ホールの利用者が、商品の宣伝、販売その他の営利を目的として利用するとき又はこれに類すると認められるときは、入場料が3,000円以上の区分の欄を適用する。
- 5 第11条第2項の規定により、臨時に開館したときは、大ホール、小ホール及び多目的ホールについては、土日・休日の区分の欄を適用する。
- 6 特に必要があると認めるときは、上表に定める時間帯を超過して利用できるものとし、この場合の利用料金（駐車場利用料金を除く。）は、1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、1時間未満の端数は、1時間とする。
 - (1) 午前9時前に使用する場合 午前9時から正午までの区分の5割の額
 - (2) 正午から午後1時までの間に使用する場合 午後1時から午後5時までの区分の3割の額
 - (3) 午後5時から午後6時までの間に使用する場合 午後6時から午後10時までの区分の3割の額
 - (4) 午後10時を超えて使用する場合 午後6時から午後10時までの区分の5割の額
- 7 大ホール又は小ホールの舞台のみを練習、準備、撤去等のために利用するとき、上表に掲げる額にかかわらず、同表の入場料を徴収しないときの区分の5割の額とする。
- 8 多目的ホール、会議室等の施設の利用者が、商品の宣伝、販売その他の営利を目

的として利用するとき又はこれに類すると認められるときは、上表の2倍の額とする。

- 9 大ホールの2階席部分を利用しないときは、上表の8割の額とする。
- 10 利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 11 上表の額には、冷暖房料、消費税及び地方消費税を含む。